

【 会 議 録 （ 概 要 ） 】

実施日時： 平成 28 年 10 月 19 日(水) 午後 3 時～午後 3 時 45 分

| | | | |
|-------|---|------------------|--------------------------|
| 会議名 | 越谷市行政経営審議会 平成28年度第2回会議 | 実施場所 | 越谷市中央市民会館 5階 第2・第3会議室 |
| 件名/議題 | 【平成 28 年度第 2 回会議】 1 開会 2 議事 (1) 事務事業評価の実施結果について 3 閉会 | 会議資料： (■有 □無) | |
| 出席者等 | 出席委員 延寿寺委員、大久保委員、大原委員、栗田委員、坂本委員、杉本委員、 副島委員、田中(茂)委員、田中(由)委員、藤田委員、船山委員、結城委員、 横家委員、渡辺委員 欠席委員 川島委員 説明員 小船行財政部長、関野建設部副部長(兼)道路総務課長、戸井永営繕課長、 海老名維持管理課長 事務局 小田行政管理課長 行政管理課：中山主幹、野尻主事 傍聴人 なし | | |

●主な内容等

【平成 28 年度第 2 回会議】

(1) 事務事業評価の実施結果について

事務事業評価の実施結果について、事務局(行政管理課)が配付資料に基づき説明した後、委員からの事前の質問に対して回答した。

会議当日の委員からの主な意見は次のとおり。

〔主な意見〕

- ・ 事業ごとに「今後の取組」が記載されているが、具体的にいつまでにどうするのが書かれておらず、何をするのがよくわからない事業がある。また、「検討する」「努力する」という記述が多い。検討や努力することは当たり前のことなので、今後どうしていくのかを、時期的な目処や具体的な取組内容で書いてもらうとわかりやすくなる。
- ・ 資料の 1 ページと 2 ページを見ると、対象の 59 事業のうち、41 事業について過去の外部評価で経費削減等の指摘があったと示されているが、事業ごとに書かれている「今後の取組」欄等の内容を読んでも、その指摘に対して具体的にどのように取り組んだのか、あるいは、どのように取り組んでいくのかが読み取れない事業が多かった。私たちがわからなければ、ほかの市民はもっとわからないと思うので、もう少し表現に注意してもらいたい。

越谷市行政経営審議会 平成28年度第2回会議

次 第

日時 平成28年10月19日(水) 午後3時～

会場 越谷市中央市民会館 5階 第2・第3会議室

1 開会

2 議事

(1) 事務事業評価の実施結果について

3 閉会

○**行政管理課主幹** ただいまから、平成28年度第2回越谷市行政経営審議会を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして大変ありがとうございます。本日の審議会は、前回同様、事前に多くのご質問等をいただいております。その中のいくつかの質問内容に係る所管課長を出席させています。

職員の紹介については大変恐縮ですが、お手元の席次表をもちまして替えさせていただきます。

また、川島委員におかれましては欠席のご連絡を、渡辺委員におかれましては少し遅れる旨のご連絡をいただいております。

それでは結城会長に進行をお願いいたします。

○**議長** 本日の会議は、午後4時30分の閉会を目処に進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。会議の傍聴希望者はいらっしゃいますか。

○**行政管理課主幹** いらっしゃいません。

○**議長** それでは議事に入ります。

一つ目の議題「平成27年度行政評価を踏まえた事業の見直し状況」について、事務局から説明をお願いします。

○**行政管理課長** 一つ目の議題の説明の前に、前回8月30日の審議会で宿題になっていた質問への回答を先にさせていただきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

○**議長** はい。お願いします。

○**行政管理課長** 前回の審議会で、第5次行政改革の具体的な推進事項であります「民間活力の活用」という名称について、『この表現は少し頼りなく感じる。民間活力をどのように市が活用するのか、もう少し表現できれば行政のアピールになると思う。』とのご意見をいただきましたので、こちらについて説明させていただきます。

「民間活力の活用」というカテゴリーを行政改革の推進事項に位置付けました理由は、第1に、財政が非常に厳しい中で、インフラ整備や市民サービスの提供を、行政だけですべて行うことは難しくなっている昨今において、それでも行政が公共的サービスの全てにおいて主体的に賄わなければならないとすれば、最終的には起債や借入れ、すなわち借金という形で次世代を含めた市民全体の負担が増すことに繋がりますので、民間が持っている力に頼れるものがあるならば、大いに活用して財政支出をできるだけ抑制しようという考えです。

第2に、福祉、医療、教育、環境、防災など、多くの分野に民間資本が参入し、あるいは参入するだけの能力を有している今日、これらの一部を民間に委ねることで、行政は新たな課題への対応と、重点課題へのシフト、更には経営のスリム化を図るというメリットがあります。すでに、民間の資金力等を活かして、インフラ等の整備を促進させようという目的で、平成11年9月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備

等の促進に関する法律」いわゆる「PFI法」が施行され、本市では、平成17年に「越谷広域斎場整備事業」を、平成28年度には「越谷市立小中学校普通教室等空調設備整備事業」を、このPFIの手法を用いて行っているところです。民間の優れた、あるいは参考となる経営ノウハウを自治体経営に活かす、こうした「新しい自治体経営」のあり方を、行政の世界では「ニュー・パブリック・マネジメント」、その頭文字をとって「NPM」と略しますが、これは、行政・民間ともに「ウィン・ウィン（双方が利益を得られるようになるという形態）」の関係を築くものですし、経済の活性化にも大いに貢献できるとした考えです。

いずれにしましても、「民間活力の活用」、あるいは「官民連携によるまちづくり」は、国が強く奨励・推進していることでもあり、今後も行政改革の推進項目の大きな目玉にもなるものと考えています。ご提案のありました「民間活力の活用」という名称については、過去に諮問させていただきました「第5次行政改革大綱」の全体審議の中で整理が済んでいますので、大変恐縮ですが次期大綱の際に改めてご審議いただければと思います。

引き続き、資料の説明をさせていただいてよろしいですか。

○議長 はい。

○行政管理課長 それでは、資料の「平成27年度行政評価を踏まえた事業の見直し状況」についてご説明させていただきます。

資料の1ページと2ページをお開きください。これまで、事業の執行後に行っていない事後評価は、600弱の全事業について評価表を作成し、まとめをしていましたが、今年度は、行政評価の導入から10年以上が経過し、外部評価を隔年度実施としたこと、更には包括外部監査制度が導入されたことなどを踏まえまして、取り組みの重点化や評価事務の負担軽減を図るために、所定の選定基準に基づき、図表1に掲げました59事業に絞り込みを行いました。

59事業を抽出しました基準は、これまで年度末に整理を行ってきました「行政評価の実施による効果と今後の課題等」の対象事業の抽出基準に準じるもので、本年度の事後評価は、これまでの内部評価や外部評価の結果、事業の整理や見直しが特に必要と思われる事業を対象に実施し、評価後の検討や見直しがどれだけ進んでいるかというところにスポットを当てることとしました。

次に、3ページと4ページをお開きください。事業課においてこれらの事業の整理・見直しを行った結果、抽出基準から外れた事業の一覧が、図表2の11事業になります。

図表3は、平成27年度中に何らかの見直しを行ったものの、引き続き見直しに取り組む48事業です。

5ページ以降は、対象59事業の個別の評価結果を示したシートになっています。

資料の説明については以上ですが、事前に質問等を10件以上いただいておりますので、

続けて、質問等に対する回答をさせていただいた後に、一括してご審議いただきたいと思えます。

まず、当資料の誤字等についていくつかご指摘をいただきましたので、大変恐縮ですが担当から説明させていただきます。

○**行政管理課主事** 13ページをお開きください。「庁用車管理事業」について、事業課名が「庁舎管理課」になっていますが、外部評価コメント欄の内容は「総務管理課」に対してのものとなっています。これは組織の改編による課名の変更によるもので、記述誤りではありませんが、「総務管理課」の後ろに（現・庁舎管理課）と書き加えさせていただきます、わかりやすくしたいと思います。

次に、15ページをお開きください。「公有財産管理事業（東小林記念会館）」の16ページ右端の枠の「今後の取組」の説明記述の上から4行目に「土地・建物使用賃借契約」とありますが、正しくは「土地・建物使用貸借契約」です。「賃借契約」ではなく「貸借契約」です。

次に、31ページをお開きください。「障がい者相談支援事業」の左寄りの枠の事業目的及び手段の説明記述の下から5行目に「3時業者」とありますが、時刻の3時ではなく、正しくは、3つの事業者という意味の「3事業者」です。

次に、77ページをお開きください。「道路施設等維持管理事業」の78ページ左側の枠の外部評価を受けたこれまでの対応等の説明記述の下の枠の上から12行目の「防災時の対応」という記述を、「防災活動」と書き換えさせていただきます。

以上、訂正し、お詫び申し上げます。なお、訂正後の資料を後日送らせていただきます。

○**行政管理課長** それでは、事前にいただきましたご質問等に対しまして、一件ごとに回答させていただきます。

まず、11ページをお開きください。「総合行政情報化推進事業」について、『各課に情報担当者やセキュリティ担当者はいるのか。また、必要に応じて担当者会議を開いて、総合行政情報化推進事業の推進、セキュリティの強化を図るべきではないか。』との質問がありました。

本市では、業務に係る情報化の推進と職員に対する情報の取り扱い能力の向上を図ることを目的として、情報化推進リーダー等の設置要綱を定めまして、各所属に情報化推進リーダー・サブリーダーを置き、必要に応じ、情報化推進リーダー等を召集して、所属職員への情報展開などを実施しているところです。

情報化推進計画におけるアクションプランの推進については、年2回のIT推進本部会議での報告・協議等を実施しています。

セキュリティの強化策としましては、地方公共団体に関係するセキュリティ事故やぜい弱性対応、流行している攻撃メールの手口、OS等のサポートアウトについて全

職員へ一斉通知をすると同時に、情報化推進リーダー等を中心にした課内での周知を実施しています。

次に、15ページをお開きください。「公有財産管理事業（東小林記念会館）」について、『水道光熱費・修繕費等の管理費は貸主の市が負担しているとのことであるが、使用貸借に関する民法第595条第1項の規定では、「借主は、借用物の通常必要費を負担する。」となっている。借主の負担が妥当ではないか。』との質問がありました。

東小林記念会館は、昭和45年の「東小林土地区画整理事業」に伴って建設された施設で、その後、市に移管されて、平成18年度まで教育相談所として利用してきました。平成19年度からは教育相談所が移転したことで、その後の利用は、地域住民の要望もあり、東越谷連合自治会に無償貸与し、広く住民に利用いただいているところです。その際の水道光熱費等の経費の負担者ですが、確かに民法595条第1項には、「借主は、借用物の通常必要費を負担する。」とありますが、この規定は一般規定であり、個々の契約の自由を縛るものではないと解釈します。また、当該会館は、現に市民が公益的目的の用に供していることもあって、水道光熱費等は市の負担としているところです。今後は、現在、市がまとめています「公共施設等総合管理計画」の中で、当該会館の方向性を検討していきますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、27ページをお開きください。「住民基本台帳管理事業」について、『外部評価者からの指摘で、「成果指標として、住民登録者数は不適である。代替案として、事務ミス発生率、苦情発生率、苦情処理率を提案するので、その妥当性を早急に検討されたい。」とのコメントに対して、どのように対応されているのか。』との質問がありました。

外部評価の指摘を受けて、住民基本台帳管理事業の成果指標を「①証明書自動交付機による交付割合」と「②休日窓口の事務取扱件数」に見直しましたが、平成28年10月3日から導入しました、マイナンバーカードを利用した証明書のコンビニエンスストアにおける交付サービスの開始にあわせて、証明書自動交付機は暫時撤去し、今後は、休日窓口を一層利用していただくための積極的な広報・啓発活動と、マイナンバーカードの普及・促進、利活用の推進に努め、窓口での証明書の発行割合の逡減化を図っていきます。

次に、85ページをお開きください。「住まいの情報館施設管理事業」について、『住宅建設に関する事業の廃止は妥当だと思う。一方、家具の転倒・落下・移動防止等の紹介や相談等、防災や減災に関する対応はどうか。ウェブ上での情報は得られても、直接確認できれば効果がより増大すると思う。』との質問がありました。

住まいの情報館については、「館」は廃止として整理されていまして、防災や減災については危機管理課の所管として、協働フェスタや防災週間には市役所一階ロビーで、家具転倒防止器具や災害に関連したパネルを展示するなど、防災・減災への啓発を図

っているところです。

次に、89ページをお開きください。「屋外広告物対策事業」について、『不法占拠広告物に対する市民からの通報制度や窓口はあるか。』との質問がありました。

道路や電柱等に無許可で掲出されている違反広告物の市民からの通報専用窓口的なものは特に常設化していませんが、通報があれば所管の建築住宅課が対応しています。

違反広告物の撤去は、ボランティアの簡易除却推進委員、越谷市屋外広告物対策協議会及び市職員によって行っています。

違反広告物は、日々の撤去作業により年々減少傾向にあります。引き続き、市民との協働による「美しいまちづくり」を更に進め、良好な景観の形成等に努めていきます。また、市民等からの苦情・通報窓口がより分かりやすいものになるよう、検討していきます。

次に、107ページをお開きください。「救急救命士養成事業」について、『養成対象者の救急救命士国家試験の合格率は。』との質問がありました。

救急救命士は、救急救命士法が平成3年4月に制定されたことに伴い、本市では平成5年度から養成を開始しました。平成27年度までの本市における救急救命士の養成者数は36人で、合格率は100%です。なお、一般財団法人日本救急医療財団によりますと、全国の救急救命士国家試験の合格率は、過去10回の平均で86.6%となっています。

次に、75ページをお開きください。「道路管理システム事業」について、4点の質問をいただいています。こちらについては、所管の道路総務課長がお答えします。

○建設部副部長（兼）道路総務課長 一つ目の質問は、『道路管理システムは、行政管理運営の基幹情報システムという中核になるシステムであるが、内部評価がA評価でない理由は。』ということですが、現在、時代背景についても様変わりし、住民ニーズや公共施設に対する取り組み方針も変わってきたことから、都市基盤の重要で基礎となる道路施設についての管理手法にあった全体システムの見直しを図っているため、B評価としました。

二つ目の質問は、『28年度の取り組みにおいて、「新たなシステムの導入を含め、道路管理システムの全体計画の見直しを行う。」としているが、見直しの方向性、ポイントは。』ということですが、市が管理する道水路に関する情報について、市民や事業者等からのニーズは年々増加傾向にあり、道路管理システムの全体計画策定から20年以上経過し、市民のニーズや情報化社会の大きな変化に対応するため、当初計画の10のサブシステムの必要性を再検証し、全体計画の見直しを図っていきます。

三つ目の質問は、『29年度以降の取り組みにおいて、「個々のサブシステムの改革改善」について、現在、サブシステムは10システム中、6システムしか稼動していない。稼動していないシステムがある中で、個々のシステムの改革改善のポイントは。』ということですが、外部評価が実施された平成25年度以降に更に2システムを稼動し、現在、

サブシステムは10システム中、8システムが稼動しています。今後、現在運用している個々のシステムについて、市民サービスの向上、事務の効率化、正確な情報管理等に主眼を置き、必要に応じて課題を抽出し、改善内容及び今後の方針について新たなシステムを含め整理し、計画的なシステム構築を目指します。

四つ目の質問は、『道路管理システムの「こしがやすまいるマップ」は、道路情報以外も掲載されている。道路台帳に求められる機能（道路施設・埋設物）を、もっとシンプルに高精度で提供できるようにすべきと考える。』ということですが、「こしがやすまいるマップ」で提供している情報は、道路法において調製、保管を定められている道路台帳付図をそのまま提供しています。それ以上の精度及び情報のものを配信することは、新たに整備等をする必要が生じてくることから、今後、費用対効果について住民ニーズ等を踏まえ、その必要性を検討していきたいと考えます。

○行政管理課長 次に、77ページをお開きください。「営繕管理事業（公共施設維持管理システム）」について、2点の質問がありました。こちらについては、営繕課長からお答えします。

○営繕課長 まず、ご質問の内容は、『公共施設維持管理システムは完成稼動しているのか。平成28年度の取り組みに「データの充実を図り有効活用」としているが、平成27年3月の公共施設等総合管理計画基本方針に示されているロードマップでは、28年度にアクションプラン・個別方針計画策定・劣化状況把握保全計画策定を掲げている。この方針とのすり合わせはできているのか。特に、施設統合など、時間を要する事項もあり、前倒しの事業計画も必要ではないか。』というものでした。

公共施設維持管理システムは、老朽化が進む公共施設について、計画的かつ効率的な保全に取り組んでいくため、平成15年度に導入したもので、建築物の工事・修繕履歴、図面及び劣化データなどの保全情報を一元管理しています。現在、小規模施設を除く162の公共施設の情報を登録しており、過去の工事記録及び現在執行中の工事台帳とするほか、各施設の図面等の情報をすばやく検索することにより、工事・修繕の設計業務に有効活用しています。

平成26年度に策定した「越谷市公共施設等総合管理計画基本方針」とのすり合わせについては、同方針では、公共施設の老朽化対策のため、4つの基本方針を定めており、その中の一つに、「計画的管理を行う体制を構築する」ことを掲げています。この方針に基づき、現在、関係各課において、本システムが保有する施設の工事や修繕等の情報を活用して、施設の基礎情報を一元化し、総合的に施設管理を行う体制づくりを検討している状況です。

○行政管理課長 続きまして、同じ77ページに記載の「道路施設等維持管理事業」についての質問を、維持管理課長からお答えします。

○維持管理課長 まず、ご意見の内容は、『道水路のパトロールの実施や市民からの情報提

供、関係業者等からの協力を得て、というのが、市民、関係者からの情報を吸い上げる仕組みの構築が必要ではないか。緊急事象は、直接情報提供を受け、地域に係る長・短期的な要望事項も除外して、日常の安全を担保できる維持活動に必要な事柄を吸い上げる仕組みになるべきと考える。』というものでした。

現在、市民や関係者から情報をいただく手段としては、電話連絡、市民の方が直接来庁し担当課での要望受付、市長の手紙、ホームページからのメールでのお問い合わせなど、色々な方法でご連絡をいただいています。維持管理課への要望内容としては、緊急性や危険性のある道路や側溝の修繕、水路や側溝の清掃、街路樹や児童遊園の樹木の剪定や消毒等、応急的な修繕依頼が主なものであり、迅速に対応できるよう努めています。なお、現状での連絡方法としては、ほとんどが電話でのご連絡であり、市長の手紙やメールでのご連絡は少数となっています。

今後更なる情報を吸い上げる仕組みの構築については、現在行っている電話やメールのほか、どのような方法があるのか他の自治体の事例を調査するとともに、同様な連絡を受けている他課とも調整を行い、市民の要望に沿えるような仕組み作りを検討していきます。

○行政管理課長 最後の質問になりますが、『そもそも、この「平成27年度行政評価を踏まえた事業の見直し状況」の資料について、当審議会に何を求めているのか。』という根本的な質問がありました。

当審議会の任務は、条例で、「行政改革の推進その他市政に関する重要事項を調査審議する。」とあります。

冒頭に申し上げましたが、現在、越谷市では600程の事業を執行しており、職員個々は、常に緊張感をもって業務遂行に当たっているところですが、マネジメント、いわゆる経営管理としては、人が陥りやすいマンネリや惰性などからくる経営効率の低下の防止に取り組まなければならないと考えています。経営効率の低下は、すなわち市民サービスの低下と放漫な財政などを招くことに繋がりますので、そうならないよう、自らの仕事を点検・評価・検証を行った上に、外部の有識者による専門的かつ客観的な点検・評価を加えることで、事業の意義・内容を繰り返し問い質す機会を設けています。この作業が「行政評価制度」です。

この資料は、その作業の結果をまとめたものです。当審議会において、市としての説明責任を果たすのと同時に、委員の皆様方の大局的な視野でのご意見をいただくことで、行政評価の質とあわせ、事業の完成度を高め、市民サービスの向上に資することができるものと考えています。

したがいまして、委員の皆様方には毎回大変なご負担をおかけしていますが、各事業の取り組みはもちろん、行政評価の取り組み、など資料の内容全体にわたりますのご意見・ご提言・ご要望・ご感想等を忌憚なくお寄せいただければと思います。

資料と事前のご質問等に対します説明と回答は以上です。

○議長 事務局から資料の説明と事前の質問に対する回答がありましたが、ただいまの回答への質問を含め、他に質問等はありませんか。

○委員 ただいま公共施設の維持管理システムに関する質問への回答がありましたが、システムで管理している162施設の中に橋梁や排水機場などの大型インフラも含まれていますか。

○営繕課長 公共施設の維持管理システムは、建築物の管理を主としています。そのため、建築物であるポンプ場については、162施設の中に含まれていますが、橋梁については、こちらのシステムでは管理していません。

○建設部副部長（兼）道路総務課長 補足で説明します。橋梁については、道路管理システムで構造等の基本情報を橋梁台帳として管理していますが、これまでの修繕履歴等の情報は入っていません。橋梁も重要構造物になりますので、長寿命化に向けてより活用しやすい管理方法等を検討していきます。

○委員 事業ごとに「今後の取組」が記載されていますが、具体的にいつまでにどうするのか書かれておらず、何をするのかがよくわからない事業がありました。また、「検討する」「努力する」という記述が多いと思います。検討や努力することは当たり前のことですので、今後どうしていくのかを、時期的な目処や具体的な取組内容で書いていただくとわかりやすくなると思います。

○委員 ただいまの意見と共通する話になりますが、資料の1ページと2ページを見ますと、対象の59事業のうち、41事業について過去の外部評価で経費削減等の指摘があったと示されていますが、事業ごとに書かれている「今後の取組」欄等の内容を読んでも、その指摘に対して具体的にどのように取り組んだのか、あるいは、どのように取り組んでいくのかが読み取れない事業が多かったです。私たちがわからなければ、ほかの市民はもっとわからないと思いますので、もう少し表現に注意してもらいたと思います。

○議長 ただいまの意見について事務局から説明等がありますか。

○行政管理課長 ご意見ありがとうございます。事後評価の報告書については毎年度取りまとめて公表してきましたが、今回のように課題が特にあると思われる事業の見直し状況にスポットを当てたスタイルは初めてになります。ただいまのご意見のとおり、取組内容については時期や内容についてできるだけ具体的にわかりやすく示す必要があると思います。本日いただきましたご意見等を参考にしまして、行政評価をよりよいものにしていきたいと考えます。

○議長 他に質問はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長 私から質問ですが、内部評価Dとした事業は、基本的に翌年度から廃止になると

ということですか。

- 行政管理課長 必ずしも翌年度から廃止するというものではありません。担当課自らが廃止と判断し、廃止に向けて整理を進めていくことを示しています。
- 議長 他に質問等はありませんか。
〔発言する人なし〕
- 議長 それでは、その他として委員の皆様から、市に対して意見や提案等がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
〔発言する人なし〕
- 議長 いないようですので、事務局から次回会議の案内などがあればお願いします。
- 行政管理課長 次回会議の開催時期等は未定のため、決まりましたら皆様にご連絡させていただきます。
- 議長 次回会議は今年度中に開催されますか。
- 行政管理課長 場合によりましては、来年度の開催となりますのでご了承ください。
- 議長 わかりました。
- 行政管理課主幹 以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。